

平成29年度 川崎市高等学校奨学生【学年資金】募集要項

1 目的

高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）及び専修学校の高等課程を含む。）に進学する生徒で、能力があるにもかかわらず、経済的理由のため修学が困難な方に奨学金を支給します。

2 申請基準

次の三つの申請基準に全て該当する必要があります。

- (1) 平成29年4月15日時点において、川崎市内に住所を有する高校生であること。
- (2) 学業成績について、平成28年度の全履修科目の評定結果の平均値が、5段階評価で3.5以上であり、在学する高等学校長からの推薦が受けられること。

※ 平均値は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までの値とする。

- (3) 平成28年1年間における世帯の総所得が、基準額以内であること。

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人
総所得	約246万円	約294万円	約337万円	約383万円	約417万円	約467万円
(総収入)	約376万円	約435万円	約489万円	約547万円	約589万円	約651万円

ア 世帯の年齢構成などにより基準額に相違があります。上記の表は目安としてください。

イ 「総所得」は、給与所得の方は給与所得控除後の金額が、事業所得の方は総収入から必要経費を差し引いた後の金額が、基本となります。

ウ 具体的には、市民税の「非課税証明書」や「課税額証明書」の「合計所得金額」であり、世帯に収入のある方が複数いる場合は、それぞれの所得を合算した額となります。

—川崎市高等学校奨学金【学年資金】申請基準（抜粋）—

基準額は、平成28年4月1日を基準日として、生活保護法による保護の基準の規定に従い、次の算式により算出した額とする。「第1類基準額+第2類基準額（冬季加算及び期末一時扶助を含む。）+教育扶助+住宅扶助+生業扶助（高等学校等就学費）」

3 奨学金【学年資金】の概要

- (1) 募集人員 750名程度
- (2) 支給額

川崎市高等学校奨学金は、返還の必要のない、給付型の奨学金です。

	国公立			私立		
		(月額)	(加給年額)		(月額)	(加給年額)
第1学年	36,000円	3,000円		60,000円	5,000円	
第2学年	61,000円	3,000円	25,000円	85,000円	5,000円	25,000円
第3学年	46,000円	3,000円	10,000円	70,000円	5,000円	10,000円

※ 定時制高等学校の第4学年は、それぞれの区分の第1学年との同額を支給します。

※ 高等専門学校については、第3学年までが対象となります。

- (3) 支給期間 1年間（平成29年4月から平成30年3月まで）
- (4) 支給時期 4月分から9月分を8月に、10月分から翌年3月分を2月に支給します（加給年額は2月に支給）。※2月分の受給については、推薦のあった高等学校に平成30年1月1日時点で

在学していることが必要です。

(5) 支給方法 本人又は保護者名義の金融機関口座へ振込みます。

(6) その他 川崎市高等学校奨学金は、他の奨学金との併給を制限しておりません。

4 学校への提出書類

(1) **奨学金資金支給申請書・推薦書【学年資金用】**（申請書は学校から取り寄せてください。）

(2) 生活保護世帯の場合は、**被保護証明書**（世帯全員が記載され、3か月以内に発行されたものの。写しも可。）

(3) 児童養護施設や里親に委託されている場合は、**在籍証明書**や**児童委託証明書**（写しも可）

(4) (2)～(3)以外の方は、次の①～③のうちいずれかの書類

① **平成29年度市民税・県民税の課税額証明書、非課税証明書又は免除証明書**（写しも可）

※ 市税事務所、区役所（支所）市税証明書発行コーナー等で発行するもので、通常6月以降であれば取得することが可能です。

② **平成29年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書**（写しも可）

※ 会社員や公務員等の給与所得者の方で、給与から住民税が差し引かれている方は勤務先から6月頃に配布されます。

③ **平成29年度市民税・県民税税額決定・納税通知書の「住所氏名」「所得控除内訳」「所得金額内訳」が記載されているページ（川崎市の場合は1～3枚目）**（写しも可）

※ 主として事業を営んでいる方に対し、平成29年1月1日に住んでいた市区町村から6月頃に郵送されます。

◆ 上記①～③の書類について

※ 世帯人員の中で、18歳以上の全員の証明書が必要です（大学生、予備校生等を除く。）。

※ 扶養に入られている方でも、証明書が必要です（合計所得金額は「***」等で表示されているものでも構いません）。ただし、配偶者控除を受けられている場合は、配偶者の所得証明書は不要です。

(5) その他

ア 提出いただいた書類は、原則として返却いたしません。

イ 提出いただいた書類に記載された内容については、川崎市高等学校奨学金事務にのみ使用し、プライバシーには十分配慮して取り扱います。

5 受付期間・提出先

(1) 在学している高等学校経由で申請していただきます。**各高等学校の指定する期間内**に、上記書類を学校に提出してください。なお、各高等学校から川崎市教育委員会への提出期間は、平成29年6月12日（月）から**6月23日（金）まで**となっております。

(2) 受付期間経過後に、世帯の生計を主として維持する者等が亡くなった場合、震災、風水害、火災その他これらに類する災害を被った場合は、平成30年2月28日（水）まで受け付けます。

6 調査結果の通知

教育委員会が定めた採用基準に達しているかどうか、提出された書類により教育委員会で審査を行い、結果については、平成29年7月下旬に直接御自宅へお送りいたします。

7 問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル3階

川崎市教育委員会事務局総務部学事課 電話 044-200-3267